

徳島県木材認証機構会則

(目的)

第1条 この機構は、「徳島県木材認証制度のためのガイドライン」に示された「認証木材」及び「合法木材」の住宅建設や公共・公営事業等への積極的な利用を推進するために設置する。

(名称)

第2条 この機構の名称は「徳島県木材認証機構」(以下「機構」という。)という。

(機構の業務)

第3条 徳島県木材認証制度に関する事業
合法性・持続可能性の証明に関する事業
その他構成員が必要と認めた事業

(構成員)

第4条 この機構は、徳島県森林組合連合会、徳島県木材協同組合連合会及び学識経験者で構成する。

(機構の役員)

第5条 この機構に役員として、理事6名、監事2名を置く。
2 理事の中から互選により会長を選任する。

(機構の会議等)

第6条 この機構は次の会議を開催する。
理事会
審査委員会
2 審査委員会は、地域性、専門性を考慮して選任した委員で構成する。

(理事会)

第7条 理事会は会長が招集する。
2 理事会は、次に掲げる事項を決する。
業務を運営するための具体的な方針の決定に関する事項
その他理事会において必要と認めた事項

(審査委員会)

第8条 審査委員会は別に定める審査委員会設置要綱によるところとする。

(機構の事務局)

第9条 この機構の事務局は、徳島県木材協同組合連合会事務局内に置く。

(機構の事務費)

第10条 この機構は、登録料その他の収入をもってこれに充て、各種登録料及び手数料等は別に定める「徳島県木材認証機構登録機関規程」によるところとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、徳島県木材認証制度及び合法木材の証明制度の実施に必要な事項は別に定める。

附則 この会則は、平成18年10月1日から施行する。